



保護者の学び舎

第10回

ここでは、浜松市の福祉の現状や、身近な制度などについてお伝えしていきます。

浜松市歯科医師会の障がい者歯科の取り組み



かかりつけ歯科医を持ちましょう

減少傾向にある浜松市人口対し、手帳所持者は増加傾向にあります。特に療育手帳および精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成25年からの4年間で20%以上増加しています。

障がいのあるすべての人が歯科治療困難というわけではありませんが、重症化すると治療はより困難になります。そのため、むし歯や歯肉炎といった歯や口の問題がなくても、幼少期からかかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科受診をすることがとても大切です。そして、みなさんが歯や口の健康づくりに関する正しい知識を持ち、セルフケアを実践することで健康的な日常生活を送ることができるよう、私たち歯科医師、歯科衛生士がサポートしています。

浜松市障がい者歯科協力医（以下協力医）制度は、地域医療の最前線にいる一般歯科診療所がかかりつけ歯科医として患者に対応することを基本として、平成7年12月に発足しました。協力医での診療が困難な場合には、浜松市口腔保健医療センター（歯の健康センター）や病院歯科（浜松医科大学・浜松医療センター等）に紹介し、メンテナンスは元の地域で受診する、地域完結型歯科医療を実現しています（図1）。



図1 浜松市障がい者歯科保健医療システム

歯科医師会の障がい者歯科保健医療事業

歯科医師会では、会員に対する協力医アンケート、基礎研修・臨床実地研修、情報交換会、高次医療機関診療見学、後方支援体制の強化、啓発活動、行政や病院歯科との連絡調整を行っています。そして、様々な問題を抱えながらも障がい者歯科医療環境の充実を目指し、体制整備を行ってきました。平成31年には、協力医が120医院まで増加し、より身近



障がい者歯科研修会

な地域での歯科受診が可能となりました。

公立小中学校の1クラスに2～3人の割合で発達障がいの可能性のある児童生徒がいると言われていますが、ほとんどの一般歯科医院では、そういった児童生徒をはじめ、精神障がいの人、認知症の人等が普通に歯科受診していると思われます。また、障がい者歯科診療の約7割は、ちょっとした知識、経験によって一般診療所での診療が可能と言われています。しかし、協力医アンケートでは、約3割の協力医において「障がい者歯科診療に自信がない」といった結果が出ています。



障がい者歯科協力歯科医院における情報交換

ノーマライゼーションに向けて

以前は、障がいのある人が受診した際に診療拒否される事例がよくありましたが、最近では、「診てはもらっているが、なかなか治療が進まない」「ずっと定期受診をしていたにもかかわらず、重症化するまで放置されていた」といった話を耳にすることが多くなりました。「障害」「障がい」「障碍」等表記や「しょうがい」という呼称にとらわれず、目の前の困っている人を助けることは、医療従事者としての基本的な務めです。また、「障がいのある人が行き場を失う状況をつくらない」ことは大切ですが、技量を超えた部分まで抱え込んでしまい、重症化してから表面化する事例は、近年の大きな課題となっています。さらには、歯科に関する苦情が行政にあまり寄せられないことから、浜松市における障がい者歯科医療はうまく機能しているといった行政の誤った認識も問題となっています。

障がいには個々の特異的な問題が付随することから、状況に応じた適切な対応が必要となります。また、障がいのある人の歯や口の健康を守るために歯科医師、歯科衛生士は、歯科保健指導や治療を行う上で、そのご家族や介護者も含めた様々な配慮や工夫が必要となります。障がいのある人、またそのご家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、今後も障がいのある人に寄り添った歯科医師会であり続けたいと思います。

（一般社団法人 浜松市歯科医師会

副会長 村上祐介）